

平成 20 年（第 58 回）北海道アマチュアゴルフ選手権 道央第 1 地区予選競技
兼

平成 20 年(第 63 回)国民体育大会ゴルフ競技成年男子北海道第1次予選会

開 催 日：平成 20 年 5 月 11 日(日)

開 催 コース：札幌国際カントリークラブ(A・C)

競 技 の 条 件

1. ゴルフ規則

日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。

2. 競技委員会の裁定

競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

3. 使用球の規格

a. 『公認球リストの条件・ゴルフ規則付 I (c)1b』を適用する。(ゴルフ規則 187p 参照)

b. ラウンド中に使用する球について、『ワンボール条件・ゴルフ規則付 I (c)1c』を適用する。

(ゴルフ規則 187p 参照)

4. スタート時間

『ゴルフ規則付 I (c)2』を適用する。(ゴルフ規則 188p 参照)

5. 競技終了時点

本予選競技は、競技委員会の作成した順位表が掲示された時点をもって終了したものとみなす。

6. ホールとホールの間での練習禁止

『ゴルフ規則付 I (c)6b』を適用する。(ゴルフ規則 191p 参照)

7. プレーの中断と再開

(1) プレーの中断(落雷などの危険を伴わない気象状況)については、ゴルフ規則 6-8b,c,d に従って処置すること。

(2) 険悪な気象状況にあるため、委員会の決定によりプレーが中断となった場合、同じ組の競技者全員がホールとホールの間をいたときは、各競技者は委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。

1ホールでのプレーの途中であったときは、各競技者はすぐにプレーを中断しなければならず、そのあと、委員会よりプレー再開の指示が出るまでプレーを再開してはならない。競技者がすぐにプレーを中断しなかったときは、ゴルフ規則 33-7 に決められているような、罰を免除する正当な事情がなければ、その競技者は競技失格とする。

この条件の違反の罰は競技失格(ゴルフ規則 6-8b 注)

(3) プレーの中断と再開の合図について

本部より競技委員を通じて競技者に連絡する。

8. 移 動

正規のラウンド中の移動について『ゴルフ規則付 I (c)9 移動』を適用する。(ゴルフ規則 193p 参照)

※コース内に設置してあるマンリフトは使用できる。

9. キャディー

正規のラウンド中、競技者が委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。

この条件の違反の罰は『ゴルフ規則付 I (c)3』を適用する。(ゴルフ規則 189p 参照)

ローカルルール

1. アウトオブバウンズの境界は白杭をもって標示する。
2. 修理地は青杭を立て、白線をもってその限界を標示する。
3. 排水溝は動かさない障害物とする。
4. 人工の表面を持つ道路に接した排水溝並びに路肩木材は、その道路の一部とみなす。
5. クローズド(Closed)の標示のある予備グリーンはカラーの部分を含み、プレー禁止の修理地(スルーザグリーン)とし、その上に球があったりスタンスがかかる場合、競技者は、ゴルフ規則 25-1b(i)の救済を受けなければならない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

6. No.12 ホール(CコースNo.3)とNo.18 ホール(CコースNo.9)の間にある防球ネットによる障害(規則 24-2a)のため、規則 24-2b の救済を受ける場合には、その障害物の上を超えたり、中や下を通さずに、ニヤレストポイントを決定しなければならない。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

7. 樹木保護のための巻物施設(巻網など)は樹木の一部とみなす。ただし、樹木の巻物にはさまった球は、罰なしに、その真下の地点から1クラブレンジス以内で、しかもホールに近づかない所にドロップすることができる。取り出した球はふくことができる。その球をすぐには取り戻せない場合は、別の球に取り替えることができる。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

8. No.9 ホール(AコースNo.9)の右側 240 ヤード付近の林の中の舗装道路を含めた白線内の区域、及び人工の表面を持つ道路に接する白線内の区域は道路と同じ取り扱いとする。即ちその白線内の区域は障害物であって修理地ではなく、罰なしに規則 24-2b-(i)の救済を受けることができる。

このローカルルールの違反の罰は、2 打。

9. パッティンググリーンに近接する動かさない障害物について、『ゴルフ規則付 I (B)6』を適用する。

(ゴルフ規則 175p 参照)

注 意 事 項

1. 競技の条件やローカルルールに追加、変更のあるときは、倶楽部ハウス内並びにスターティングホールのティーインググラウンド付近に掲示して告示する。
2. グリーンに著しく損傷を与えるシューズは使用禁止とすることがある。
3. プレーの進行に留意し、先行組との間隔を空けないよう注意すること。プレーの不当な遅延についてはゴルフ規則 6-7 を適用する。(ゴルフ規則書 70p 参照)
4. 競技当日のスタート前の練習は指定練習場で行い、打放し練習場においては備付の球を使用し、1 人コイン 1 枚 (25 球)を限度とする。
5. No.7 ホール(AコースNo.7)では打球の落下地点の安全確認のために信号機によって連絡する。

赤色:落下地点に前の組がいるのでプレーしてはならない。

競技委員長 大和田 勝弘